

令和7年10月30日

杉並区長 岸本 聡子 様

社会医療法人河北医療財団
理事長 河北 博文

河北総合病院の解体工事について

河北総合病院の解体工事については、地元の皆様にご説明の上、10月8日より、着工しております。引き続き、工事の安全に万全を期すとともに、地域住民の方々への影響の低減にも十分に配慮しつつ、令和9年5月末を目途に解体工事を完了させることができるよう、最大限の努力をしております。

ところで、当財団としては、本件解体工事については、これまでもお伝えしてきたとおり、小学校としての敷地利用に支障となる障害物は、すべて除去するという立場であり、令和2年6月19日に締結した阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書も、その前提で締結されたものと認識しています。

本件の土地区画整理事業は、元々、病院の建て替えに当たり、当財団と隣地を所有する■■■■氏との間で■■■■氏の土地利用をしつつ、建て替えを行う計画であったところ、杉並区が、小学校の移転改築と道路整備等の阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりの取組のため、両者の協議に参画されることとなったものです。地域医療を担う当財団としても、その公益的、公共的意義を踏まえ、阿佐ヶ谷駅等周辺のまちづくりに協力することとし、三者による協議を重ね、内容が具体化していく都度、協定書を締結し、施行認可を経て、前記施行協定書の締結に至りました。

もとより、これらの協議の過程において、杉並区による病院の跡地利用は、小学校の移転改築先としての利用を想定したものであり、それ以外の用途は想定されていません。そのため、小学校として利用されることを踏まえた措置、対策等は、区も要望されていたところですが、それを越える内容まで、求められてはいませんでした。そのことは、第6条2項に、河北総合病院跡地について、「当該用地を新たな小学校の用地に利用することに十分配慮し」とされていることから明らかです。

また、土地上の構造物は、いずれも小学校利用に支障があるため、除去を前提としていたのは明らかですが、地中に関しては、小学校建設に支障のある範囲で除去することは必要としても、それを越えて、小学校の建設や小学校としての利用に支障がない範囲まで除去することまで求められてはいませんでした。現に、第7条は、「地中障害物に関する費用負担」とされており、あくまで地中に存在する「障害物」が念頭にあ

る文言である上、しかも、第7条1項は、「前条の規定による除去の対象となるもの以外の土地利用に支障となる障害物」とされており、「前条」は、小学校利用を踏まえた土壌汚染対策を定めていることから、第7条が、小学校の敷地としての利用に支障となる障害物を想定するものであることは明らかです。

加えて、第7条2項は、「仮換地において施設整備を行う際、当該地の地中において施設整備に支障となる地中障害物を確認し、除却及び埋戻し、整地を実施したときは、当該除却に要した費用について土地を利用していた者に請求することができる。」としていますが、これは、第7条1項が十分に履行されておらず、「施設設備に」支障があるものを除去した場合を念頭においた規定で、第7条1項と表裏の関係にあるものであることは明らかで、このことから、「現に土地を利用している者」のなすべき範囲が、実際の土地利用に支障となる障害物の除去であることは明らかです。

区は、現に小学校の建設に支障のない範囲の杭等の除去とともに、撤去後の地盤対策等まで求めています。協定に至る協議の過程や協定締結当時にはそういったことは全く求められていませんでした。仮に、区の言われるような対策が現実に可能であるとしても、それには莫大な費用と時間を要します。当財団は、社会医療法人として、救急や感染症など地域に不可欠な公益性の高い医療等を行い、公的役割を担うものとして、営利活動や利益処分、収益利用について制限を受ける非営利法人であり、そのような法人に、このような莫大な費用負担を求める計画だったのであれば、当法人の性質に照らしてその負担が過大であることは明らかで、このような換地による地区画整理事業自体が成り立ち得なかったはず。また、小学校の建設に支障のない範囲の杭を含む杭の全撤去をするだけでも工期は1年以上延びることが想定され、これに伴って区の言われるような対策まで施すとすれば、さらに相当の期間を要するものであり、そのような長期化が跡地利用の促進と早期のまちづくり計画全体の実現にとって望ましいはずありません。

さらに、河北総合病院の建物のうち、最も古い東館は昭和32年に、本館は昭和40年に建設され、以降、それらは長期にわたり存在したものであり、このように長期にわたって地盤に存在した杭をすべて除去することは、当該地盤の安定性を損ない、周辺地域への沈下の影響等も懸念されるもので、残置することの効用や有用性もあるもので、区の今後の土地利用や周辺環境への影響に鑑みても、残置する合理性があると考えています。区におかれても、学校の建築に際し、必ずしも地下構造物の完全な除去はされておらず、その理由について残置が地盤を安定させる旨説明されておりますし、こうした例は、残置物があっても、実際の土地利用に全く支障がないことを示すものでもあります。

当財団としては、協定上なすべき対策や除去は徹底して行う所存ですが、それを超える現在の区の求めについては、対応することはできません。

また、当病院の東館に現存する井戸については、当財団としては、今後も、当病院

及び小学校が防災拠点、避難場所となることに鑑み、残置し、利用できるよう維持管理を継続すべきと考えています。災害時における飲用水の確保は、言うまでもなく、非常に重要です。区は備蓄による対応をするとのお考えのようですが、備蓄には限界があり、いくら備蓄しても使えば尽きてしまうものである一方、この井戸からの取水は、250m³/日程度可能であり、継続的に取水可能な井戸の存在が災害時に人命救助にとってどれだけ重要かは言うまでもありません。小学校への避難者のみならず、当病院にとっても、災害時における水の確保のため、当該井戸が存在することは極めて重要です。その水質が飲用に堪えるものであることが確認されている貴重な井戸を、今回の計画において滅失させてしまうことは、防災性、安全性の向上という本件土地区画整理事業の目的にも違背するものに他なりません。当財団としては、本件土地区画整理事業が、防災といった観点を含め、高い公益的な意義を有するものとなるよう、この井戸の維持・管理について相応の協力をすることを積極的に考えております。

当財団は、地域に不可欠な災害、救急等を含めた医療を担う存在として、十分な役割と機能を果たすべく、努力しているところであり、地域の拠点病院として、本件土地区画整理事業についても、地域の安全、防災の観点から、区の道路整備等を含めた公益的意義に鑑みて、協力、合意、その実行をまいりました。

しかしながら、昨今の区長の前記要求等は、本件土地区画整備事業に係る目的やその協定の前提を覆すものであり、理不尽かつ不合理なものと言わざるを得ません。当財団に対する不必要かつ過大な負担を負わせて地域医療の充実と安定を損なう要求に加え、災害時への備えを失わせる判断は、ことさらに本件土地区画整備事業の意義を損なわせるものです。

関係者が、本件土地区画整理事業の公益的意義に鑑みて協力し、協定書の締結に至り、その実行をしていることを踏まえ、区においても、これまでの経緯を尊重し、合理的かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。